

令和7年度

中小企業制度資金のしおり



伊那市役所 商工観光部

商工振興課 商業労政係

TEL (代表)0265-78-4111(内線)2432

FAX 0265-78-4131

ホームページ <http://www.inacity.jp/>

メール skk@inacity.jp

☆制度資金とは

中小企業の皆さんが、事業経営に必要な資金を円滑に調達できるように、市が市内金融機関に資金を預託し、長野県信用保証協会の保証（一部保証料補助のない資金もあります。）を受け、金融機関を通じて低利融資を行う制度です。

☆中小企業者の範囲（中小企業信用保険法に該当する中小企業者等）

業種によりご利用いただける中小企業の規模が定められております。資本金又は常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。

業 種	会 社		個 人
	資本金 (出資金)	常時使用する 従業員数	常時使用する 従業員数
下記以外の産業	3億円以下	300人以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下	900人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下	200人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下	50人以下

※会社とは、合同会社、合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいい、宗教法人、学校法人、公益法人等の非営利法人は対象となりませんが、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、特定非営利活動法人及び医療法人は会社に含まれます。

※小規模企業者とは、常時使用する従業員数が20人（商業（卸売業・小売業）又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）については5人）以下の会社又は個人です。

☆ご利用いただける方

原則として、市内で12か月以上継続して事業を営んでいる中小企業の方（一般及び新規開業者向け資金については12か月未満でも可）

区 分		運 転 資 金		設 備 資 金	
		市内事業所	市外事業所	市内事業所	市外事業所
法 人	登記が市内	○	○	○	×
	登記が市外	×	×	○	×
個 人	住所が市内	○	○	○	×
	住所が市外	×	×	○	×

★次の場合はご利用いただけません

- ①市税や公共料金で未納がある場合
- ②金融機関から取引停止処分を受けている場合
- ③保証協会の行った代位弁済に係る債務の履行が終わらない場合
- ④公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている場合
- ⑤許認可等を要する業種について、これらを受けずに営業している場合
- ⑥制度資金を不正に利用したことがある場合
- ⑦営業と家計が分離していない場合
- ⑧その他、市長が適当でないと認めた場合

★次の場合は設備資金の対象となりません

- ①貸借対照表の固定資産に計上されない場合（所有者が申請者でない場合）
 - ②不動産取得のうち、先行投資的又は過剰投資的な場合
 - ③既に設置取得等がされている場合
 - ④事業用貨物車両でない車両（3、5ナンバーの車両）を取得する場合
 - ⑤車両にあつては、車体に一文字が概ね5cm四方で、企業名又は屋号を塗装や取り外しのできないステッカーで2か所以上張り付けて、業務用車両とわかるように表示されない場合
- ※④・⑤について、詳しくは10ページ目を必ずご確認ください。

☆取扱い金融機関・相談・指導

金融機関名	支 店 等
アルプス中央信用金庫	本店営業部、伊那北、春近、竜東、高遠、宮田、南箕輪、信大前
(株)八十二銀行	伊那、伊那北、伊那市駅前、高遠、宮田、南箕輪
(株)長野銀行	伊那、伊那東
長野県信用組合	伊那

相談窓口 伊那市役所商工振興課(本庁舎低層棟2階) TEL 78-4111(内線2431・2432)

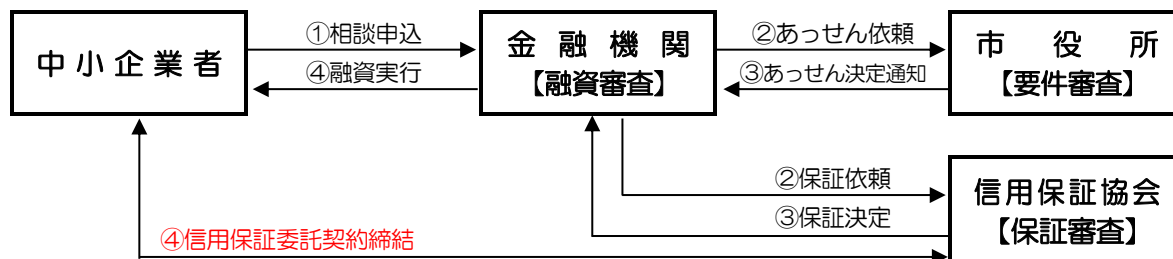
長野県信用保証協会伊那支店 TEL 72-6148

経営指導 伊那商工会議所 TEL 72-7000 伊那市商工会 TEL 94-2309

☆融資までの手順

※申込書提出から融資の実行まで、およそ2週間(休日を除いて10日)必要となります。

期日に余裕をもってご相談ください。



☆セーフティネット保証制度(経営安定関連保証)

セーフティネット保証とは、中小企業信用保険法第2条第5項において、経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じていることについて市長の認定を受けた中小企業者が利用できる制度です。保証認定を利用して、市制度資金を利用する場合は、認定取得後に制度資金申込受付となります。

○認定を受ける手続きは

- ・認定申請書2部に必要書類を添え、市役所商工振興課へ提出してください。法人の場合、登記簿上の本店所在地、個人の場合は事業活動の本拠地が市内にあることが条件となります。
- ・業種認定にあたり事業内容を把握する必要があるため、原則申請者が直接持ち込んでください。なお、認定取得まで1週間(休日を除いて5日)ほどかかりますので、余裕をもってお申し込みください。
- ・業種認定は、日本標準産業分類に従い行われますので、中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)より確認してください。

※詳しくは、伊那市役所商工振興課へお問い合わせいただくか、伊那市役所ホームページよりご確認ください。

☆信用保証料

伊那市中小企業制度資金を利用される場合、利用者の財務内容等を総合的に評価したうえで、市が保証料の一部または全部を補助します。補助割合は以下のとおりです。

事業者選択型経営者保証非提供制度(※)の利用			資 金 名
なし (上乗せ無し)	あり (0.25%上乗せ時)	あり (0.45%上乗せ時)	
5/5	3/4	2/3	特別小口資金、特別経営安定化資金、 経営安定化資金(セーフティネット保証認定時)、 新規開業資金
4/5	3/5	1/2	公害防止設備資金、立地適正化資金、 協同事業資金、経営安定化資金
2/5	3/10	1/4	一般資金
0	0	0	まちづくり振興資金

※事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定めるものであり、中小企業者が一定の要件を備えている法人である場合に、信用保証率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる制度。

☆その他資金

詳細は下記の取扱機関へお問合せください。

取 扱 機 関	お 問 合 せ 先
伊那商工会議所	TEL 0265-72-7000
日本政策金融公庫 伊那支店	TEL 0265-72-5195
長野県労働金庫 伊那支店	TEL 0265-72-7266
長野県中小企業融資 (上伊那地域振興局 商工観光課)	TEL 0265-76-6829

☆設備完了届の提出

資金使途が設備に係る場合は、融資が実行され対象設備の設置が完了した後、次の書類を提出いただきます。

1. 提出書類
 - ①設備完了届
 - ②領収書の写し、又は金融機関振込金領収書の写し
 - ③写真(最低2方向より撮影したもの)

※車両の場合は、車検証の写しも提出していただきます。
詳しくは10ページ目を必ずご確認ください。
2. 提出期日 設備完了後30日以内
3. 提出先 伊那市役所 商工観光部 商工振興課
4. 問い合わせ先 商工振興課 商業労政係
TEL0265-78-4111(内線2432)

☆伊那市中小企業制度資金一覧

資金名	融資対象者	資金使途	限度額 (※1)	利率	期間	担保・保証人	保証料
一般資金	市内で6月以上継続して同一事業を営む中小企業者の方	運転	1,000万円＊	2.2％	60月以内(5年以内)(うち据置6月)	【担保】 必要に応じて徴する	(3ページ目 ☆信用保証料」を参照して下さい。)
		設備	2,000万円＊		84月以内(7年以内)(うち据置6月)	【保証人】 原則として法人代表者以外不要	
特別小口資金	市内で12月以上継続して同一事業を営む小規模企業者の方	運転	1,250万円＊	1.9％	60月以内(5年以内)(うち据置6月)	【担保】 必要に応じて徴する	
		設備				【保証人】 原則として法人代表者以外不要	
		総額					
公害防止設備資金	公害防止設備の設置改善又は修理を行う中小企業者の方	設備	1,500万円 (所要資金の80％以内)	2.0％	120月以内(10年以内)(うち据置12月)	【担保】 必要に応じて徴する 【保証人】 原則として法人代表者以外不要	
立地適正化資金	市内の適正な地域への移転立地を行う方(市内の適正な地域とは、都市計画区域内の準工業地域、又は工業団地等を指します。) ※設備用地取得を含む場合は1年以内に事業着手すること。	設備	3,000万円 (所要資金の80％以内、用地取得費用を含む)	2.0％	120月以内(10年以内)(うち据置12月)	【担保】 必要に応じて徴する 【保証人】 原則として法人代表者以外不要	
協同事業資金	全体の2／3以上を市内の中小企業者で構成する中小企業団体で、高度化事業又はこれに準ずる事業を市内で行う団体	設備	2,000万円 (所要資金の80％以内、用地取得費用を含む)	2.4％	120月以内(10年以内)(うち据置12月)	【担保】 必要に応じて徴する 【保証人】 原則として法人代表者以外不要	

資金名	融資対象者	資金用途	限度額 (※1)	利率	期間	担保・保証人	保証料
新規開業資金	市内に新規に開業する方、又は、開業1年未満の方で、適正かつ確実な事業計画及びこれを実行する能力を有し、市内商工会議所又は商工会の経営指導員による経営指導を受けている方	運転	1,500万円＊	1.1％	84月以内(7年以内)(うち据置6月)	【担保】 必要に応じて徴する	(3ページ目 ☆信用保証料」を参照して下さい。)
		設備	1,500万円＊ (所要金額の80%以内)			【保証人】 原則として法人代表者以外不要	
まちづくり振興資金	全体の2／3以上を市内の小売業・卸売業・サービス業を営む方で構成する中小企業団体 ※設備用地取得を含む場合は1年以内に事業着手すること	運転	2,000万円＊ (転貸資金を除く)	2.4％	60月以内(5年以内)(うち据置6月)	【担保】 必要に応じて徴する	
		設備	1億円＊ (所要資金から補助金を除いた額の80%以内、 用地取得費用を含む)		120月以内(10年以内)(うち据置12月)	【保証人】 原則として法人代表者以外不要	
経営安定化資金	次のいずれかに該当する方 1)最近3月間又は最近6月間の平均売上高が前年又は2年前の同期に比べ減少している方 2)取引先企業の倒産による関連倒産防止のための資金を必要とする方 3)セーフティネット保証7号の認定を受けた方	運転	2,000万円＊	2.0％	84月以内(7年以内)(うち据置12月)	【担保】 必要に応じて徴する	
		設備			108月以内(9年以内)(うち据置12月)		
特別経営安定化資金	セーフティネット保証1号から6号、8号のいずれかに該当することについて、その住所地を管轄する市町村長が認定した中小企業者の方	運転	2,000万円＊	1.7％	84月以内(7年以内)(うち据置12月)	【保証人】 原則として法人代表者以外不要	
		設備			108月以内(9年以内)(うち据置12月)		

※1 貸付限度額の「＊」は、既貸付残高を含みます。

☆伊那市制度資金申込に必要な書類

提出書類		市提出部数	資金名（●は原本）								
			一般資金	特別小口資金	公害防止設備資金	立地適正化資金	協同事業資金	新規開業資金	まちづくり振興資金	経営安定化資金	特別経営安定化資金
あっせん申込書(様式第7号)		3	●	●	●	●	●	●	●	●	●
信用保証委託申込書・保証人等明細の写し		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所(設備は設置場所)周辺の略図		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑登録証明書(法人分) ※1		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑登録証明書(個人分) ※1		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊那市発行の完納証明書(法人分) ※1		1	●	●	●	●	●	●	●	●	●
伊那市発行の完納証明書(代表者分) ※1		1	●	●	●	●	●	●	●	●	●
直近の決算書又は確定申告書 ※2		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
試算表又は経営状況調査書(様式第8号) ※3		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊那市制度資金調査票(様式1)		1	●	●	●	●	●	●	●	●	●
納付状況確認同意書(様式2)		1	●	●	●	●	●	●	●	●	●
許認可等に関する書類の写し		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
受注工事明細表 (建設業で許可不要の場合で3か月分)		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
開業計画書(様式第9号)		1	-	-	-	-	-	●	-	-	-
開業計画書に係る意見書		1	-	-	-	-	-	●	-	-	-
勤続証明書及び履歴書(様式第10号)		1	-	-	-	-	-	●	-	-	-
設備資金申込の場合	見積書の写し	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	設計書・設計図	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	カタログ	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	社名・屋号デザイン図面	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建築確認済証の写し	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農地転用許可証の写し	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最近3か月間及び前年同期の売上高比較を 税理士等が証明した書類		1	-	-	-	-	-	-	-	○ ※4	○
セーフティネット保証認定書		1	-	-	-	-	-	-	-	○	○
信用保証協会が必要と定める書類 ※5		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 証明書等は証明日が3か月以内のもの。ただし、完納証明書は証明日が1か月以内のもの。市に課税がない場合その証明。

※2 新規申込の場合、法人は2期分、個人は確定申告書2期分の写し。

※3 決算期より6か月以上経過の場合のみ必要。

※4 セーフティネット保証認定の場合は不要。

※5 「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明、「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書、
「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書 より、該当のものの写し。

☆許認可等対象一覧

番号	業 種	許可	根 拠 法	有効期限	許認可権者
1	食料品製造業	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない 期間	都道府県知事(市長)
2	食料品販売業	許可			
3	飲食店・喫茶店	許可			
4	建設業	許可	建設業法(3条)	5年	国土交通大臣又は 都道府県知事
5	一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(4条)	—	国土交通大臣
6	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	—	国土交通大臣
7	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法 (3条)	—	国土交通大臣
8	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法 (35条)	—	国土交通大臣
9	旅館業	許可	旅館業法(3条)	—	都道府県知事
10	古物営業	許可	古物営業法(3条)	—	都道府県公安委員会
11	薬局	許可	薬事法(4条)	6年	都道府県知事
12	医薬品・医薬部外品・ 化粧品・医療機器製造 販売業	許可	薬事法(12条)	5年(薬局製造販 売医薬品の製造 販売は6年)	厚生労働大臣
13	医薬品・医薬部外品・ 化粧品・医療機器製造業	許可	薬事法(13条)	5年(薬局製造販 売医薬品の製造 販売は6年)	厚生労働大臣
14	医薬品販売業	許可	薬事法(24条)	6年	都道府県知事
15	高度管理医療機器・特定保 守管理医療機器販売業	許可	薬事法(39条)	6年	都道府県知事
16	高度管理医療機器・特定保 守管理医療機器賃貸業	許可	薬事法(39条)	6年	都道府県知事
17	医療機器修理業	許可	薬事法(40条の2)	5年	厚生労働大臣
18	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(7条)	2年	市町村長
19	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(14条)	5年	都道府県知事
20	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(14条の4)	5年	都道府県知事
21	有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
22	病院、診療所、助産所	許可	医療法(7条)	—	都道府県知事
23	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年	国土交通大臣又は 都道府県知事
24	酒類製造業	免許	酒税法(7条)	—	税務署長
25	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	—	税務署長
26	酒類販売業	免許	酒税法(9条)	—	税務署長
27	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5条)	—	都道府県知事

番号	業 種	許可	根 拠 法	有効期限	許認可権者
28	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	—	経済産業大臣(経済産業局長)又は都道府県知事
29	一般労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(5条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
30	家畜商	免許	家畜商法(3条)	—	都道府県知事
31	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	期限を付すことができる(概ね2年)	市町村長
32	興行場(映画館、劇場)	許可	興行場法(2条)	—	都道府県知事
33	浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	—	都道府県知事
34	測量業	登録	測量法(55条)	5年	国土交通大臣
35	砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	—	都道府県知事
36	採石業	登録	採石法(32条)	—	都道府県知事
37	建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年	都道府県知事
38	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年	経済産業大臣(経済産業局長)又は都道府県知事
39	自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法(78条)	—	地方運輸局長
40	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—	経済産業大臣
41	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	—	経済産業大臣
42	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	—	経済産業大臣

【建設業の許可について】

次に該当する工事のみを請け負うことを事業とする場合、許可は必要ありません。

- ① 建築一式工事にあつては、工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事、又は、延べ床面積が150㎡に満たない木造住宅工事。
- ② 建築一式工事以外の建設工事にあつては、工事1件の請負金額が500万円に満たない工事。
- ③ なお電気工事業の場合、工事1件の請負金額が500万円に満たない工事のみを請け負う場合であっても、電気工事業の登録は必要となります。

設 備 完 了 届

年 月 日

伊 那 市 長 殿

住 所 _____

企 業 名 _____

代表者名 _____

_____年 月 日付けで貸付けを受けた_____資金
に係る事業が次のとおり完了しました。

設 備 総 額 金 _____ 万円

あっせんによる借入額 金 _____ 万円

設 備 名 _____

設 置 場 所 伊那市 _____

工 事 着 工 年 月 日 _____ 年 月 日

工 事 完 了 年 月 日 _____ 年 月 日

- 添付書類
- ・領収書の写し、又は金融機関振込金領収書の写し
 - ・写真(最低2方向より撮影したもの)
 - ・車両の場合、車検証の写し(所有者が申請者に変更されているもの)

以下記入不要

検 了 年 月 日	検 了 者 氏 名

☆車両の購入について

○設備資金の対象となる車両は、事業用貨物車両のみ(以下のとおり)

- ・貨物自動車(1ナンバー・4ナンバー・6ナンバー、軽自動車の場合は4ナンバー)
- ・乗合自動車(2ナンバー)
- ・事業に必要な公認改造車(8ナンバー)
- ・大型特殊自動車(9ナンバー・0ナンバー)

※3ナンバー・5ナンバーの車両は対象外とします。ただし、タクシー車両・福祉車両については対象となる場合がありますので、商工振興課までお問い合わせください。

○車体に、業務用車両であることが分かるよう、企業名又は屋号を表示する

- ・一文字が概ね5cm四方を超えること
- ・塗装又は取り外しのできないステッカーで、2か所以上に表示すること

☆車両購入の際の設備完了届の提出

融資が実行され対象設備の設置(納車)完了後30日以内に、以下の書類を提出してください。

○提出書類 1. 設備完了届

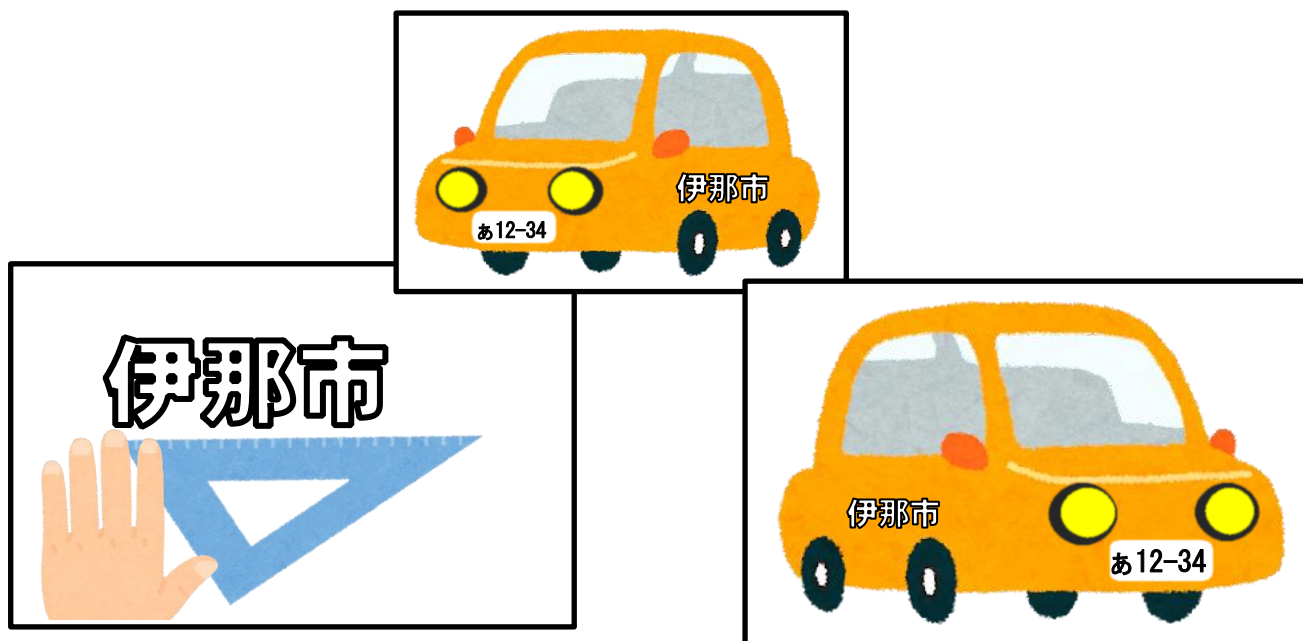
2. 領収証の写し、又は金融機関振込金領収書の写し

3. 車検証の写し

4. 写真(最低3枚提出してください)

※ナンバープレートと企業名又は屋号が入るように撮影したもの(2方向から)

※文字のサイズが分かるよう、物差し等と比較したもの



記入例（法人）

様式第7号（第14条関係）



中小企業融資あっせん申込書

2025 年 4 月 1 日

（宛先）伊那市長

法人名	株式会社 伊那屋
氏名又は代表者名	伊那 一郎
屋号（個人の方のみ記入）	
事業所所在地	伊那市新田●●番地

下記制度融資を利用したいので、添付書類を添えて申し込みます。

資金名	一般資金	金利:	2.2%
申込金額	1,000 万円	（内訳）	
借入希望日	2025 年 4 月 20 日		
金融機関	▲▲▲銀行	（支店	■支店）
借入期間	0 カ月据置	84 回月賦返済	（計 84 カ月）
資金使途	設備資金	設備資金の場合 設置完了・完了予定日	2025年 4月 25日

（記入上の留意事項）

- この申込に伴って収集する個人情報、この申込に対応するとともに、中小企業経営指導及び分析に資するために使用します。
- 太枠内のみ記入してください。＊印欄は記入の必要はありません。（＊市使用欄）

＊	年 月 日
様	伊那市長
	印

本申込について、伊那市商工業振興条例施行規則の定めるところによりあつせんします。

（伊那市チェック欄）

- ☐ 法人 連帯保証人設定（有・無）
☐ 事業者選択型経営者保証非提供制度利用（無・0.25％上乗せ・0.45％上乗せ）

記入例（個人）

様式第7号（第14条関係）



中小企業融資あっせん申込書

2025 年 4 月 1 日

（宛先）伊那市長

法人名	
氏名又は代表者名	伊那 二郎
屋号（個人の方のみ記入）	花見食堂
事業所所在地	伊那市高遠町西高遠●●番地

下記制度融資を利用したいので、添付書類を添えて申し込みます。

資金名	特別小口	金利:	1.9%
申込金額	200 万円	（内訳）	
借入希望日	2025 年 4 月 20 日		
金融機関	▲▲▲銀行	（支店	■支店）
借入期間	6 カ月据置	54 回月賦返済	（計 60 カ月）
資金使途	運転資金	設備資金の場合 設置完了・完了予定日	年 月 日

（記入上の留意事項）

- この申込に伴って収集する個人情報、この申込に対応するとともに、中小企業経営指導及び分析に資するために使用します。
- 太枠内のみ記入してください。＊印欄は記入の必要はありません。（＊市使用欄）

＊	年 月 日
様	伊那市長
	印

本申込について、伊那市商工業振興条例施行規則の定めるところによりあつせんします。

（伊那市チェック欄）

- ☐ 法人 連帯保証人設定（有・無）
☐ 事業者選択型経営者保証非提供制度利用（無・0.25％上乗せ・0.45％上乗せ）